

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立久米田中学校

平成30年4月2日

目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	1
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 取組状況の把握と検証（PDCA）	
5 年間計画	
第2章 いじめ防止	3
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
第3章 早期発見	5
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する迅速な対応	6
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた生徒又はその保護者への対応	
4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 重大事態への対応	
第5章 その他	9
【別添資料】	
いじめ事象生起時の対応について	
ネット上のトラブルへの対応	
問題行動対応チャート	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「笑顔あふれる学校」を教育目標としており、生徒が生き生きと活動し、保護者や地域社会から信頼、期待される学校教育を推進している。いじめは誰からも笑顔を奪い取るだけではなく、時には命さえ奪い取るものと認識し、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◎冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◎仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◎軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◎ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◎金品をたかられる
- ◎金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◎嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◎パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称「いじめ不登校虐待対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、生徒指導担当者、こども支援コーディネーター、各学年主任、各学年生徒指導、養護教諭、生徒会代表、必要に応じて外部

専門（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

- (3) 役割
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校虐待対策委員会は毎月1回（8月は除く）年11回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立久米田中学校 いじめ防止年間計画				
	1年生	2年生	3年生	学校全体
4月	入学式・始業式 保護者・生徒への相談 窓口周知 生活環境調査票により 把握された生徒状況の 集約	始業式 保護者・生徒への相談 窓口周知 生活環境調査票により 把握された生徒状況の 集約	始業式 保護者・生徒への相談 窓口周知 生活環境調査票により 把握された生徒状況の 集約	「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新 PTA総会で「学校い じめ防止基本方針」の 趣旨説明 各月でのいじめ不登校 虐待対策委員会
5月	家庭訪問による家庭状 況把握 社会性測定用尺度	家庭訪問による家庭状 況把握 社会性測定用尺度	家庭訪問による家庭状 況把握 社会性測定用尺度	社会測定用尺度分析
6月	生活アンケート 教育相談 宿泊学習（集団づくり）	生活アンケート 教育相談	生活アンケート 教育相談 修学旅行（集団づくり）	アンケート分析
7月	保護者懇談会（家庭で の様子把握） 1学期振り返りシート	保護者懇談会（家庭で の様子把握） 1学期振り返りシート	保護者懇談会（家庭で の様子把握） 1学期振り返りシート	

9月	始業式 体育祭 (集団づくり)	始業式 体育祭 (集団づくり)	始業式 体育祭 (集団づくり)	各月でのいじめ不登校 虐待対策委員会 社会性測定用尺度分析 アンケート分析
10月	文化祭 (集団づくり)	文化祭 (集団づくり)	文化祭 (集団づくり)	
11月	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談	社会性測定用尺度 生活アンケート 教育相談	
12月	合唱コンクール (集団作り) 保護者懇談会(家庭で の様子把握) 2学期振り返りシート	合唱コンクール (集団作り) 保護者懇談会(家庭で の様子把握) 2学期振り返りシート	合唱コンクール (集団作り) 保護者懇談会(家庭で の様子把握) 2学期振り返りシート	
1月	始業式	始業式	始業式	各月でのいじめ不登校 虐待対策委員会 社会性測定用尺度分析 アンケート分析
2月	教育相談 社会性測定用尺度 生活アンケート	教育相談 社会性測定用尺度 生活アンケート	社会性測定用尺度 生活アンケート	
3月	年度振り返りシート	年度振り返りシート	卒業式	

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

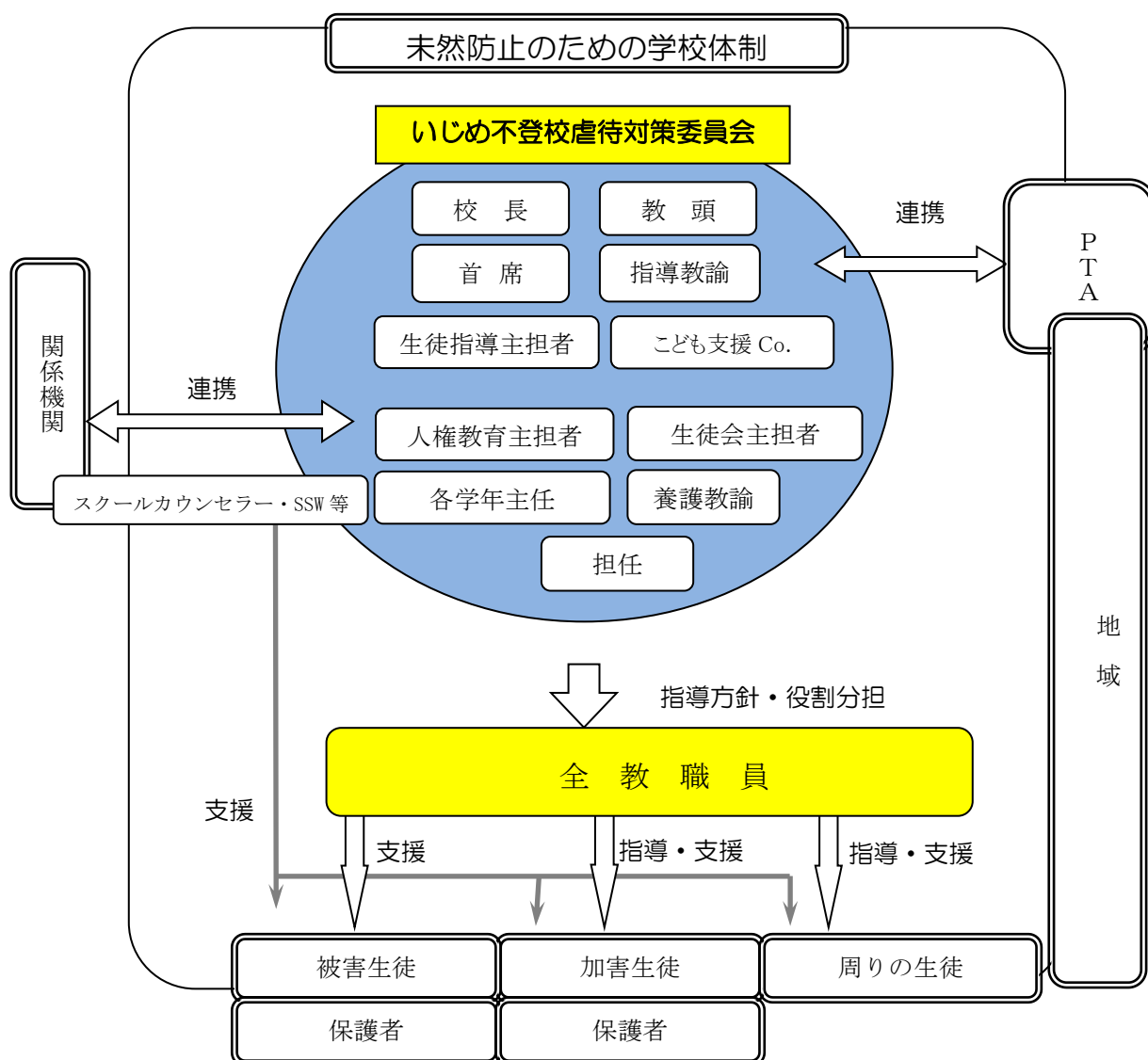
2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめの特性を十分に理解し、教職員が生徒の状況を共有することを徹底し、些細なことでも生徒に声をかけ積極的な生徒理解をすることで未然防止、早期発見に

つなげる。また、校内外の関係諸機関、専門職の特性を理解し、適切な支援体制を構築する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。また、そのような環境を整えることは自尊心や自己肯定感の高まりにもつながる。

(3) いじめは校内だけで起こりえるものではなく、どこでも、いつでも起こりえるものとして理解し、保護者やPTA、地域との連携を密にすることが不可欠である。



第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。更に、昨今ではSNS、ネットなど匿名の誹謗中傷も多く、いじめの隠匿性だけでなく、拡散性もあり根絶しがたい状況にある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 第一に生徒理解に努めることが当然であるが、普段からの生徒との関わりや教育相談など直接的に得た見解に止まらず、生活アンケートやQ-Uなどのアンケートを実施し、その結果を全教職員で検討することによって、個々の生徒の状態や学級、学年の状況を共有し、些細な変化にも気づくことができる環境を整える。また、全教職員が積極的な生徒理解に努めることで生徒が安心して相談できる信頼関係を築いていく。

(2) 生徒間の正しい関係を築くために学校生活に班活動を導入し、その活動の中でお互いの特性を認め合い、相手の立場を理解しながら感情を伝え合いする中で安心して話や相談ができる集団を育てていく。そして、誰もが自尊心、自己肯定感を感じ、相互理解ができるいじめのない環境を作っていく。

(2) 平素から保護者との連絡を密にし、校内では見せない生徒の一面も知ることで早期発見につなげる。また、地域との連携も登下校の様子や普段の生徒の様子を知ることができ、大切な関係であることを認識し、連携していく。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを

感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や保護者への対応については、(別添資料)「いじめ事象生起時の対応について」「ネット上のトラブルへの対応」「問題行動対応チャート」等を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ不登校虐待対策委員会を中心に情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携

し、いじめ不登校虐待対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校にお

ける人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

第5章 その他

【別添資料】

「いじめ事象生起時の対応について」

「ネット上のトラブルへの対応」

「問題行動対応チャート」